

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第3項及び同条第5項並びに第46条第2項の規定に基づき、令和6年漁期における潜水器漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙とおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和5年7月20日

東京都知事 小池百合子
(公印省略)

潜水器漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、潜水器漁業とする。
- (2) 許可をすべき船舶等の数は、定めなしとする。
- (3) 許可をすべき船舶の総トン数は、許可証に記載された船舶の総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 漁業時期は、周年とする。
- (6) 操業区域、漁業を営む者の資格は別表の通りとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和5年10月13日から令和5年11月13日までとする。

3 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和5年12月8日から令和10年12月7日までとする。

4 許可の基準

別添「令和6年漁期における潜水器漁業の許可方針（案）第6」のとおり。

別表

操業区域	漁業を営む者の資格
利島周辺漁場（利島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合 1,200mの線とによって囲まれた区域）	左欄に掲げる漁場を区域とする漁業権を有する漁業協同組合の個人である組合員とする。
鵜渡根島周辺漁場（鵜渡根島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合 1,000 mの線とによって囲まれた区域）	同上
新島・式根島周辺漁場（新島、式根島及び地内島周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合 2,000mの線とによって囲まれた区域）	同上